

令和6年能登半島地震による災害に関する 中小企業庁の被災中小企業・小規模事業者対策について

- 令和6年能登半島地震による災害に関して、新潟県、富山県、石川県及び福井県の47市町村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、中小企業庁において、被災中小企業・小規模事業者対策が実施されています。

(支援対象地域)(令和6年1月4日現在)

- 新潟県：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町
富山県：富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町
石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
福井県：福井市、あわら市、坂井市

【対策の概要】(詳細は別添参照)

1. 特別相談窓口の設置
2. 災害復旧貸付の実施
3. セーフティネット保証4号の適用
4. 既往債務の返済条件緩和等の対応
5. 小規模企業共済災害時貸付の適用

※ 最新情報は、以下の経済産業省ホームページでご確認をお願いします。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240104001/20240104001.html>

- また、被災酒類等に関するご相談につきましては、税務署の酒類指導官部門までお問合せください。

連絡先は以下の国税庁ホームページよりご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sodan/index.htm>

業種	全業種・卸売・小売・清酒・ <small>蒸留酒</small> ・みりん二種・果実酒	区分	災害支援策関係
----	---	----	---------



令和6年能登半島地震による災害に関して被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います

2024年1月4日

▶ 中小企業・地域経済産業

経済産業省は、令和6年能登半島地震による災害に関して、新潟県、富山県、石川県及び福井県の47市町村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います。(※一部公表済み)

1. 特別相談窓口の設置 ※一部公表済み

新潟県、富山県、石川県及び福井県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構関東本部、中小企業基盤整備機構北陸本部、並びに関東経済産業局、中部経済産業局、近畿経済産業局に特別相談窓口を設置します。(参考資料①参照)

2. 災害復旧貸付の実施 ※公表済み

今般の地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、新潟県、富山県、石川県及び福井県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。(参考資料②参照)

3. セーフティネット保証4号の適用 ※公表済み

災害救助法が適用された新潟県、富山県、石川県及び福井県の47市町村において、今般の地震の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

近日中に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を開始します。(参考資料③参照)

4. 既往債務の返済条件緩和等の対応 ※公表済み

新潟県、富山県、石川県及び福井県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

5. 小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された新潟県、富山県、石川県及び福井県の47市町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。(参考資料④参照)

災害救助法適用地域

新潟県：

新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

富山県：

富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町





石川県：

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

福井県：

福井市、あわら市、坂井市

関連資料

- [\(参考資料1\) 令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口一覧 \(PDF形式：63KB\)](#) 
- [\(参考資料2\) 日本政策金融公庫災害復旧貸付の概要 \(PDF形式：116KB\)](#) 
- [\(参考資料3\) セーフティネット保証4号の概要 \(PDF形式：233KB\)](#) 
- [\(参考資料4\) 小規模企業共済災害時貸付概要 \(PDF形式：80KB\)](#) 

関連リンク

- [令和6年能登半島地震に関して被災中小企業・小規模事業者向けの資金繰り支援を行います \(2024年1月4日\)](#)
- [令和6年能登半島地震に関して被災中小企業・小規模事業者向けの当面の貸付業務について要請しました \(2024年1月3日\)](#)

担当

- **1. 及び5. に関するお問合せ先**

中小企業庁経営安定対策室長 井上

担当者：田守、大崎、金山

電話：03-3501-1511 (内線5251～5253)

メール：bzl-keieiantei-toiawase★meti.go.jp

※ [★]を[@]に置き換えてください。

- **2. から4. に関するお問合せ先**

中小企業庁金融課長 神崎

担当者：来島、太田、加見

電話：03-3501-1511(内線 5271～5275)

メール：bzl-contact-finance★meti.go.jp

※ [★]を[@]に置き換えてください。



Get Adobe
Acrobat Reader

[ダウンロード \(Adobeサイトへ\)](#) 

令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口一覧

都道府県	機関名	支店名		連絡先
新潟県	日本政策金融公庫	新潟支店	中小企業事業	025-244-3122
新潟県	日本政策金融公庫	新潟支店	国民生活事業	0570-018548
新潟県	日本政策金融公庫	長岡支店	国民生活事業	0570-020295
新潟県	日本政策金融公庫	高田支店	国民生活事業	0570-020527
新潟県	日本政策金融公庫	三条支店	国民生活事業	0570-021403
富山県	日本政策金融公庫	富山支店	中小企業事業	076-442-2483
富山県	日本政策金融公庫	富山支店	国民生活事業	0570-044686
富山県	日本政策金融公庫	高岡支店	国民生活事業	0570-045028
石川県	日本政策金融公庫	金沢支店	中小企業事業	076-231-4275
石川県	日本政策金融公庫	金沢支店	国民生活事業	0570-045202
石川県	日本政策金融公庫	小松支店	国民生活事業	0570-045445
福井県	日本政策金融公庫	福井支店	中小企業事業	0776-33-0030
福井県	日本政策金融公庫	福井支店	国民生活事業	0570-045462
福井県	日本政策金融公庫	武生支店	国民生活事業	0570-045515
新潟県	商工中金	新潟支店		025-255-5111
新潟県	商工中金	長岡支店		0258-35-2121
富山県	商工中金	富山支店		076-444-5121
富山県	商工中金	高岡支店		0766-25-5431
石川県	商工中金	金沢支店		076-221-6141
福井県	商工中金	福井支店		0776-23-2090
新潟県	新潟県信用保証協会			025-210-5141
富山県	富山県信用保証協会			076-423-3171
石川県	石川県信用保証協会			076-222-1550
福井県	福井県信用保証協会			0776-33-8312
新潟県	糸魚川商工会議所			025-552-1225
新潟県	新潟商工会議所			025-290-4411
新潟県	上越商工会議所			025-525-1185
新潟県	長岡商工会議所			0258-32-4500
新潟県	柏崎商工会議所			0257-22-3161
新潟県	三条商工会議所			0256-32-1311
新潟県	新発田商工会議所			0254-22-2757
新潟県	新津商工会議所			0250-22-0121
新潟県	燕商工会議所			0256-63-4116
新潟県	小千谷商工会議所			0258-81-1300
新潟県	村上商工会議所			0254-53-4257
新潟県	十日町商工会議所			025-757-5111
新潟県	新井商工会議所			0255-72-2425
新潟県	加茂商工会議所			0256-52-1740
新潟県	五泉商工会議所			0250-43-5551
新潟県	亀田商工会議所			025-382-5111
富山県	富山商工会議所			076-423-1111
富山県	高岡商工会議所			0766-23-5000
富山県	氷見商工会議所			0766-74-1200
富山県	射水商工会議所			0766-84-5110
富山県	魚津商工会議所			0765-22-1200
富山県	砺波商工会議所			0763-33-2109
富山県	滑川商工会議所			076-475-0321
富山県	黒部商工会議所			0765-52-0242
石川県	金沢商工会議所			076-263-1151

石川県	小松商工会議所	0761-21-3121
石川県	七尾商工会議所	0767-54-8888
石川県	輪島商工会議所	0768-22-7777
石川県	加賀商工会議所	0761-73-0001
石川県	珠洲商工会議所	0768-82-1115
石川県	白山商工会議所	076-276-3811
福井県	福井商工会議所	0776-36-8111
福井県	敦賀商工会議所	0770-22-2611
福井県	武生商工会議所	0778-23-2020
福井県	大野商工会議所	0779-66-1230
福井県	勝山商工会議所	0779-88-0463
福井県	小浜商工会議所	0770-52-1040
福井県	鯖江商工会議所	0778-51-2800
新潟県	新潟県商工会連合会	025-283-1311
富山県	富山県商工会連合会	076-441-2716
石川県	石川県商工会連合会	076-268-7300
福井県	福井県商工会連合会	0776-23-3624
新潟県	新潟県中小企業団体中央会	025-267-1100
富山県	富山県中小企業団体中央会	076-424-3686
石川県	石川県中小企業団体中央会	076-267-7711
福井県	福井県中小企業団体中央会	0776-23-3042
全国	全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
新潟県	新潟県よろず支援拠点	025-246-0058
富山県	富山県よろず支援拠点	076-444-5605
石川県	石川県よろず支援拠点	076-267-6711
福井県	福井県よろず支援拠点	0776-67-7402
関東	中小機構 関東本部 企業支援部 企業支援課	03-5470-1620
北陸	中小機構 北陸本部 企業支援部 企業支援課	076-223-5546
関東	関東経済産業局 産業部中小企業課	048-600-0321
中部	中部経済産業局 産業部中小企業課	052-951-2748
近畿	近畿経済産業局 産業部中小企業課	06-6966-6024

※ 回線不通のため、復旧及び体制が整い次第対応する窓口あり

1. 対象者

○災害により被害のあった中小企業・小規模事業者

2. 制度内容

	国民生活事業	中小企業事業
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
融資期間 （うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）	
金利（※3）	1.20%	1.20%

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）です。

（※3）いずれも令和6年1月4日現在、貸付期間5年の場合

セーフティネット保証4号の概要

1. 制度概要

- 自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度。

2. 災害の指定基準

- (1)災害の発生に起因して、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとして都道府県から指定の要請があった場合であって、国として指定する必要があると認めるとき
- (2)災害救助法が適用された災害及び地域

3. 対象中小企業者

- 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

4. 内容(保証条件)

①対象資金:経営安定資金

②保証割合:100%保証

③保証限度額:無担保8,000万円、普通2億円(別枠) →

④保証人:原則第三者保証人は不要

【一般保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内

+

【別枠保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内

小規模企業共済災害時貸付の概要

1. 貸付対象者

小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12カ月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が50万円以上）であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※1）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

（1）被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※1）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。

（2）当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※1）が前年同月に比して減少することが見込まれること。

（※1） 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。

2. 貸付条件

- （1）貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額
- （2）貸付利率：年0.9%（令和6年1月4日現在）
- （3）貸付期間：貸付金額500万円以下 36ヵ月
505万円以上 60ヵ月
- （4）償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- （5）担保、保証人：不要
- （6）借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

3. その他

以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。（※2）

①被災したことを証明する下記いずれかの証明書

- ・市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書
 - ・商工会、商工会議所又は中小企業団体中央会から確認を受けた被災証明願（所定様式）②
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物（共済契約者の氏名及び契約者番号が分

かるもの)

③貸付契約に必要な実印、印鑑証明（3ヵ月以内発行の原本）

④本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）

⑤収入印紙

（※2）借入窓口を商工中金以外に登録している場合には、借入窓口を商工中金に変更する手続きが必要になるため、即日貸付はできません。

詳細は中小企業基盤整備機構共済相談室（050-5541-7171）までお問い合わせ下さい。